

「テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育」のご案内

吉祥天(株)柏崎講習センター
新潟労働局長登録機関

令和6年2月1日施行の労働安全衛生規則及び安全衛生教育規程の一部改正に伴い、テールゲートリフターによる荷役作業従事者への特別教育が義務化されました。(労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36条)
受講が必要とされる業務は、テールゲートリフターを直接操作する業務だけでなく、テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャスターSTOPパー等の操作、昇降板の展開・格納などのテールゲートリフターを使用する業務も含まれます。
つきまして、下記の通り特別教育を開催いたしますのでご案内致します。

1 受講対象者

- ・荷を積み下ろす作業を伴うテールゲートリフターを操作する者、又は既に操作している者
(受講日時点において、テールゲートリフターの操作業務に6ヶ月以上従事した者は一部の受講が免除となります。)

2 定員、会場

定員 20名 ※先着順で定員になり次第締め切りとなります。

吉祥天(株)柏崎講習センター

柏崎市北半田2-7-18 北半田メディカルビル2F TEL. 0257-23-1474 FAX. 0257-23-8175

3 受講料(お一人様当り)

- ・全科目受講 :13,530 円 (消費税・テキスト代含む)
- ・一部受講免除者:11,660 円 (消費税・テキスト代含む)

4 受付開始・締切り

講習開催日の2か月前から受付開始です。お電話での受付はいたしません。
定員に達していた場合は、ご連絡をいたします。

5 申込方法

受講申込書に記入のうえ、FAX送信してください。仮受付をいたします。
受講可能な方には受講票を発送します。到着後、開催日の1週間前必着で下記提出書類を郵送してください。

(1) 講習料金を下記の口座にお振込みください。(受講料は前納となっています。)

第四北越銀行 柏崎支店

普通口座 1755752 吉祥天株式会社

※振込手数料は申込者のご負担でお願いします。

また領収証は払込金受領証をもって代えさせていただきます。

写真
裏面に
氏名を記入
3cm×2.5cm

(2) 提出書類

- ・受講申込書 ・顔写真1枚(申込書に貼付)
- ・本人確認書類(運転免許証・健康保険証(表面/裏面)・住民票・マイナンバーカード等のいずれかの写し)
- ・受講料振込受領証の写し

6 講習内容

講習科目		全科目受講者	一部免除受講者
学 科	テールゲートリフターに関する知識	1.5時間	45分
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2時間	2時間
	関係法令	30分	30分
実技	テールゲートリフターの操作の方法	2時間	1時間
合 計		6時間	4時間15分

※ 開始30分以上の遅刻、10分以上の途中退席、早退した場合は修了できませんのでご注意ください。

※ 受講者及び講師の都合により、開始及び終了時間を変更する事があります。

7 免除者について

次の者は、一部の受講を免除するものとする。

受講日時点において、テールゲートリフターの操作業務に6ヶ月以上従事した者

8 その他

- ・受講申込書を受理した後、受講票を送付いたしますので当日持参して下さい。
なお、開催日の1週間前になっても届かない場合はご連絡ください。
- ・受講の取消は、講習開催日前日までに必ずご連絡ください。ただし、ご返金は致しません。
- ・所定の科目を受講し修了された方は、当日修了証を交付いたします。
- ・受講者数が最少催行人数に満たない場合は、講習会を中止することがあります。
予め、ご了承ください。